

# 川崎市立夢見ヶ崎小学校いじめ防止基本方針

## 1 令和8年度 夢見ヶ崎小学校 学校経営計画

教育関係法令・学習指導要領	<b>&lt;学校教育目標&gt;</b>  <b>心身ともに健やかで</b>  <b>思いやりのある児童の育成</b>	<b>学校経営方針</b> 一人一人の良さに気づき、関わり合いの場を大切に ◆ゆたかな発想を引き出し、一人一人の子どもが自分らしい良さと可能性を發揮できる学校 ◆めざす夢の実現に、教師と子どもが信頼の絆で結ばれ、共に学び共に育つ学校 ◆みまもる輪(学校・家庭・地域社会)との連携・協働を通して、子どものより良い育ちを促す学校
かわさき教育プラン		

### めざす子ども像 かかわりを通して楽しみながら学びを深める子ども

中期経営目標	<b>「確かな学び」の推進</b> ・課題をもち 自ら考え 進んで表現する子 ○かかわり合い、学び合い、高め合う学習展開の工夫 ○わかる授業をめざした授業改善と子どもが主体の学びの推進 ○学びを支える落ち着いた学習環境づくりの推進	<b>「豊かな心」の推進</b> ・規範意識と思いやりをもち進んで人とかかわる子 ○人権尊重教育を基盤とした学年・学級経営の充実 ○子どもの発想を生かした子どもの主体性を育てる児童活動の展開 ○進んで役割を担い、集団への力を發揮する子どもの育成	<b>「健やかな体・子どもの安全」の推進</b> ・心身ともに健康でたくましい子 ○体育学習の充実と体力づくりの生活化 ○健康教育・食育・安全教育防災教育の充実と推進 ○安全意識・危機対応能力の育成	<b>開かれた学校づくり</b> ・子どもを育て守る保護者・地域との連携 ○保護者・地域との相互理解を深める開かれた学校づくりの展開 ○家庭・地域の教育力を生かした教育課程の充実 ○子どもの安全・安心な環境づくりの推進
--------	---	--	---	---

短期経営目標	★人とかかわり合いながら学び高め合う学習活動・授業づくりの推進 ★「分かる」授業をめざした個別最適で協働的な学びの推進 ★個に応じた指導・支援の充実をめざす支援教育の充実 ★学習の定着を図る学習ルール・学び方を学ぶ取組の充実 ★読書活動を通じた想像力の育成	★互いの人権を大切にする人権尊重教育の推進 ★共生*共育プログラムの計画的な実施 ★思いやりや優しさを育む異学年交流の推進 ★よりよい学校づくりに自分なりの思いをもち主体的に取り組む児童の育成 ★いじめの未然防止や早期発見・早期解消に向けた体制の構築	★運動に親しむ意欲を育てる体育学習や体力づくりの取組の充実 ★生活リズムや基本的な生活習慣への意識を高める健康教育・食育教育の充実 ★安全・防災に対する意識の高揚と実践力の育成 防災教育の推進	★学校・保護者・地域との連携による児童の安全・安心な環境づくりの推進 ★授業参観・教育相談等による保護者との連携と児童理解の共有 ★地域の教育力を活かした特色ある教育課程の推進 ★学校評価による連携の強化と教育活動の充実
--------	--	---	---	---

具体的な取組	◎主体的・対話的で深い学びに向けての授業改善 ○関わりを通して学びを深める学習活動の工夫 生活・総合的な学習の研究の充実 ○子ども主体の個別最適で協働的な学びの充実 ○個別の学習状況に合わせたきめ細やかな指導の充実 ○学年内交換授業の推進 ○GIGA 端末の効果的な活用 ○聞く話す等の学習ルールの定着 ○読書タイムや読み聞かせ等を通じた読書活動の充実	◎児童が主体となる活動・代表委員会・委員会活動等の充実 ○道徳教育や人権尊重教育等を通じた、豊かな心、命を大切にする心の育成 ○共生*共育プログラムや SOS 出し方受け止め方教育を通じた支援の充実 ○にじいろ班活動の充実 ○委員会活動、ゆめみ子ども会議の充実 ○進んで挨拶し、よりよい関わりをもととする児童の育成 ○いじめ防止標語等の取組を通じたいじめの未然防止や早期発見	◎楽しくやりたくなる体育学習や体力づくりの充実と防災意識の高揚 ○運動のよさに気づき、進んで体力づくりができる児童の育成 ○系統立てた体育授業の実践 ○健康教育・食育教育の推進 ○自分の身を自分で守る意識の向上(安全・防災教育、避難訓練等の計画的な実施)	◎教育活動の積極的な発信と、家庭・地域との連携・協働を大切にした学校づくりの推進 ○学校説明会や学校・給食・保健便り、HP、授業参観等を通して、児童の姿や学びの様子を保護者や地域に発信し、共有する。 ○保護者・地域の方々との情報共有や、学校・児童に対する思いや願いの把握 ○地域の人材・素材を活用した実践と地域に対する愛着の向上 ○学校評価を生かした学校運営の取組
--------	--	---	---	--

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にされた授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

#### ④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

#### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

#### ② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

#### ③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

### (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

### (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

#### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

#### ② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

#### ③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

#### ④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

#### ⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。  
①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、
  - 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合

○ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たります。

## (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任  
学年主任、児童生徒指導担当  
支援教育コーディネーター  
教育相談担当、養護教諭  
スクールカウンセラー（小・高は要請による派遣）、  
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

### 【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（校長）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（児童支援委員会）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（児童支援委員会）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・（校長）

### 【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）  
1年・・・・・・・・（学年主任） 2年・・・・・・・・（学年主任）  
3年・・・・・・・・（学年主任） 4年・・・・・・・・（学年主任）  
5年・・・・・・・・（学年主任） 6年・・・・・・・・（学年主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・（校長・支援教育コーディネーター）

### 【生徒・保護者・地域との連携】

- ・代表委員会・運営委員会との連携・・・・・・・・（運営委員会担当）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（教務）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（地域教育会議担当）

### 【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・支援教育コーディネーター）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・支援教育コーディネーター）

## 7 令和8年度 いじめ防止・人権尊重教育等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童支援委員会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針・重点目標の確認</li> <li>・構成員の確認・役割分担</li> <li>・年間指導計画確認</li> <li>・学校いじめ防止基本方針についての研修</li> <li>・「いじめとは何か」児童への指導</li> <li>・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修</li> <li>・かわさき共生＊共育プログラムの取組について</li> <li>・規範意識育成のための学校スタンダード作り</li> <li>・夢見カード（生活のふり返り）の活用</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討</li> <li>・第1回効果測定実施</li> <li>・第1回ゆめみ子ども会議での話し合い活動の取組</li> <li>・異学年交流（にじいろ班・集会活動等）の充実</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li><b>【児童生徒指導点検強化月間】の取組（いじめ防止週間①）</b></li> <li>・第1回学校生活アンケートの実施</li> <li>・第1回学校生活アンケート実施と結果を受けての対応・面談の実施</li> <li>・いじめ防止標語についての取組・掲示</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第2回効果測定実施</li> <li>・夏休み期間中の対応確認</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第1・2回効果測定の考察と研修</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・かわさき共生＊共育プログラム SOS 出し方・受け止め方教育の実施</li> <li>・児童前期の生活の振り返りの実施</li> <li>・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認</li> <li>・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li><b>【人権週間】の取組（いじめ防止週間②）</b></li> <li>・第2回学校生活アンケートの実施と結果を受けての対応・面談の実施</li> <li>・いじめ防止標語コンクール応募・いじめ防止行動宣言の取組・掲示</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第3回効果測定実施 ・個人面談の実施</li> <li>・保護者学校アンケートの実施</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回効果測定の考察と研修</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>【学校体制振り返り月間】の取組</b></li> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第2回ゆめみ子ども会議での話し合い活動の取組</li> <li>・児童後期の生活の振り返りの実施</li> <li>・今年度の反省→学校評価への反映</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・来年度に向けての基本方針の見直し</li> </ul>
随時	<p>〈その他地域とのかかわりを深める活動〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会（年3回実施）</li> <li>・地域ふれあいの会（地域教育会議）（例年1月）</li> <li>・図書ボランティア活動</li> <li>・おはなし</li> <li>・地域ゲストティーチャーの活用</li> </ul>

## ◎R8 本校のいじめ防止に向けた取組

### 児童の自主的な取組

#### [自主的な企画・運営]

##### ・代表委員会を主体とした活動

学校行事や児童会活動等において、代表委員会が中心となって子どもたちの思いを生かして活動が進められるように工夫していく。1年生を迎える会や6年生を送る会等に向けての取組等、代表委員会を中心に話し合って決める。

##### ・係活動・実行委員・各種委員会などの活動

児童が主体的に活動していく場面は、学級での係活動、学年での実行委員、学校全体では代表委員会や各種委員会活動等たくさんある。子どもたちが、みんなのために自分ができることを考えて実践していく力を伸ばしていけるよう、子どもたちの成長段階に合わせて、またそれぞれの活動の内容に応じて児童が主体的に活動できるような工夫をしていく。

#### [交流活動の活性化]

##### ・にじいろ班活動（たてわり班活動）の内容の充実

1年生から6年生全学年児童で12人位のにじいろ班（縦割り班）を構成し、年間を通して交流活動を行う。活動内容は、集会活動や感想交流などがある。にじいろ班の活動は、他学年を思いやる気持ちと高学年のリーダーシップを育てる機会となり、豊かな心を育む取組の中心となる活動なので、活動を通して子どもたちが満足感や達成感をもてるようにしていく。

#### [啓発活動]

##### ・いじめ防止週間の取組

「いじめは許されない」「いじめをやめさせたい」と思う児童の意識向上をめざして、年間2回のいじめ防止週間を設けて取り組む。

##### <いじめ防止週間①>

- ①6月の朝会で、「いじめについて考えてみよう」と提案・啓発をする。
- ②各学級で話し合い・意見交流をする。
- ③一人一人がいじめ防止の標語を作り、さらに個人の具体的な取り組みを伝え合う。
- ④各学年でまとめたものを廊下に掲示し、年間を通して意識づけを行う。

##### <いじめ防止週間②>

- ①いじめ防止標語コンクール・私の行動宣言に取り組む。（11月）
- ②年度末に、各学級でのいじめについての振り返りを実施する。（3月）

##### ・学校生活アンケートの実施と対応

上記の2回のいじめ防止週間に合わせて、「学校生活アンケート」を実施し、子どもたちの声をよく聞くように努める。担任は全員と面談を行い、アンケートで気になったことは、子どもと話し、丁寧に対応していく。

##### ・「ゆめみ生活カード」の活用

誰もが気持ちの良い学校生活を過ごすために、学校生活のルールとマナー（ゆめみっ子の約束や月目標など）を知り、毎月末に「ゆめみ生活カード」で、自分の行動の振り返りを行い、生活習慣の定着・規範意識の向上に努めていく。

### 保護者の取組（PTA活動）

##### ・あいさつ運動の取組

児童の安全見守りとともに、地域であいさつを交わす機会を増やすことをねらいとして、学年ごとに正門付近でのあいさつ運動期間を設定し、通学路の数箇所のポイントを中心としたあいさつ運動を実施する。

### 地域住民の取組

##### ・安心・安全サポートチームによるあいさつ運動の実施

日常的に地域の子どもの見守りをして、気になる情報を学校に伝える。また、安心・安全サポートチームのメンバーの見守り活動の一環として、中学校区を輪番制で、毎月あいさつ運動を実施する。